



目次	ページ
規則	
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	1
◎議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則	2
◎高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則	2
告示	
◎告示（知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類）の一部改正（私学・大学支援課）	2
◎告示（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく認証事務の委任）の廃止（情報政策課）	2
◎建築士法第15条第3号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格に関する規程の一部改正（建築指導課）	2

規 則	

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年12月28日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第78号
高知県行政組織規則の一部を改正する規則
高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。
第51条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。
附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

~~~~~

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年12月28日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第79号**  
**議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則**  
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年高知県規則第26号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「、第23条、付則第2条の4第1項から第3項まで並びに付則第3条第1項及び第2項」を「並びに第23条並びに付則第2条の4第1項から第3項まで並びに第3条第1項及び第2項」に、「、必要な」を「必要な」に改める。  
第2条中「この規則で」を「この規則において、」に、「又は」を「及び」に改める。  
第2条の2中「に掲げる」を「に定める」に改める。  
第2条の5第2号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改め、同条第3号中「これに」を「これらに」に改める。  
第9条第2項中「、代表者」を「代表者」に改める。  
**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年12月28日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第80号
高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則
高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成9年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。
別表第1の1の表4の項(2)中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第81号**  
**高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年高知県規則第120号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改める。  
第3条の見出し中「申請等」を「申請等の手続」に改め、同条第1項中「知事の」を「知事が」に改め、同条第3項第1号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同条第5項中「知事の」を「知事が」に改め、同条第7項第1号中「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改め、同項第3号中「その他知事が」を「前2号に掲げる場合のほか、知事が別に」に改める。  
第4条の見出し中「処分通知等」を「処分通知等の手続」に改め、同条第2項中「規定に基づき」を「規定により」に改める。  
第5条の見出し中「縦覧等」を「縦覧等の方法」に改める。  
第6条の見出し中「作成等」を「作成等の方法」に改める。  
**附 則**  
この規則は、平成28年1月1日から施行する。

~~~~~

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年12月28日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第82号
高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和45年高知県規則第50号）の一部を次のように改正する。
第18条第1項第6号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年12月28日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第83号**

**高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則**

高知県訓練手当支給規則（昭和50年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「第15条の6第1項各号」を「第15条の7第1項各号」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。



高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第84号**

**高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則**

高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則（平成16年高知県規則第5号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成28年1月1日から施行する。



**高知県告示第748号**

平成21年3月高知県告示第171号（知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類）の一部を次のように改正し、平成28年6月23日から施行する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1の(2)中「第2条各項（第2項及び第3項を除く。）」を「第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項」に改め、1の(3)中「不適當な」を「不適當である」に改める。

**高知県告示第749号**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）による電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正に伴い、平成15年12月高知県告示第698号（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく認証事務の委任）は、平成27年12月31日限り廃止する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第750号**

建築士法第15条第3号の規定による二級建築士試験及び木造建

築士試験の受験資格に関する規程（平成20年9月高知県告示第564号）の一部を次のように改正する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

本則第1号の表中「第15条の6第1項第3号」を「第15条の7第1項第3号」に改め、本則第3号中「第15条の6第1項第1号」を「第15条の7第1項第1号」に改める。

**附 則**

この告示は、平成27年12月28日から施行する。